

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第14、請願第1号、日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、去る5月29日に提出されました「日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書提出を求める請願」について賛成の立場で討論をいたします。

今戦争か平和か、戦後70年間憲法9条の下、1人も戦争で人を殺さないできた日本の歴史が今、無残にもつぶされようとしており、戦後最悪の戦争法案が、今国会に提出されゴリ押しで何が何でも通そうとされていますが、法案のその内容が明らかになるにつれ、国会外や全国の地方では連日60年安保闘争依頼、安倍政権の戦争法案に反対をし廃案を求める世論と運動の大きな高まりとともに集会、デモが連日実施されております。

衆議院憲法審査会の参考人質疑(6月4日)で自民、民主、維新推薦の憲法学者3人全員が安倍内閣の「安保法制」（戦争法案）を憲法違反と断定、また山崎拓自民党元副総裁など同党元幹部や歴代政権の閣僚経験者4氏、元自民党政調会長、元金融担当相、亀井静香氏、民主党顧問、元財務省、藤井裕久氏、元官房長官、元新党さきがけ代表、武村正義氏が、6月12日東京、日本記者クラブで記者会見し、安倍政権の安保法制（戦争法案）に反対する意見を声明や口頭で表明をいたしました。

そして各々こう述べております。

山崎氏は、「軍事国家への大転換」として、「安保法制諸法案は、問題点が多々あり、十分な審議を尽くすべきだ。本国会での成立に反対をする。衆議院憲法審査会で憲法学者3氏が集団的自衛権行使を事実上の解釈改憲で認めることは憲法違反にあたりと反対意見を述べられた。歴代政権が踏襲してきた憲法解釈

を一内閣の恣意で変更することは認めがたい。法案が成立すれば、わが国の安保政策の重大転換となり、平和国家としての国是は大いに傷つくことになる。専守防衛政策は他国防衛容認へ、自衛隊の海外派遣止まりから海外派兵容認へ。国際紛争を解釈する手段としての武力行使の永久放棄から後方支援限定ながら武力行使容認へとの大転換だ。必ず自衛隊が自ら血を流し、相手方にも血を流させることになる。総じて言えば不戦国家から軍事力行使国家への大転換を意味をする。」

藤井氏は、「日本は間違った道を進む」として、「集団的自衛権とは何か。完全に対等な軍事同盟です。その特徴の一つは、仮想敵国を作ること。殴られたら殴り返す。こういう敵対的な行動は良くない。では、対策は何か。やはり国連です。国連の根っこは国際連盟です。2国間の争いが第1次世界大戦に至った反省で作られた。国際機関が大事なんです。アメリカは軍事的経済的な肩代わりを日本に求めている。こんなことやっていたら、日本は本当に間違った道をすすむことになる。」

亀井氏は、「黙っていては、いけない」として、「日本は戦後、国際的にいわゆる普通の国ではない（戦争しない国）でいく国是で進んできました。それを一内閣一国会で国家のあり方をガラッと変えてしまおうとしている。今、自衛隊員のリスクがある、ないなんて言っているが、そんな生易しいものではない。戦闘行為をやって戦死者が出るのが当たり前なんです。私たちの共通認識は、日本が戦争に負けて以来、最大の危機に直面していること。こういう危機に黙っているわけにはいかん。戦前に足を突っ込んでいる政治家としての思いを発信しようということになったわけです。」

また武村氏は、「強行すれば大きな禍根を残す」として、「安倍さんは、日本の平和主義をがらりとかえようとしています。海外で武力行使しない日本が武力行使できる国になる。外国で戦争に巻き込まれる可能性が格段に高まります。いわゆる後方支援で闘っている米軍などに弾薬や戦闘機の油などを自衛隊が運ぶことはまさに兵たん活動そのものです。相手側からみれば、当然攻撃対象になります。国の形を変える大きな政策が、議論が未達成なまま、一挙にケリをつけられようとしている。

国民世論が納得しないまま、一方的に強行採択すれば、大きな禍根を残すでしょう。」

また、村上誠一郎自民党衆議院議員が10日、日本弁護士連合会の院内勉強会「安全保障法制」を問う、に出席し、次のように挨拶をいたしました。

村上氏は、「戦地に次世代を送らない」として、「内閣の一部局の法制局が憲法解釈を変えることができたらどうなるか。戦前のドイツ議会で全権委任法を通し、民主的なワイマール憲法を葬り去った。これで突破口を開けば、主権在民、

基本的人権にまで、ときの政府の恣意で憲法を曲げることが出来てしまう。大変な民主主義の危機にある。次の世代が非常に気の毒だ。このままいけば地球の裏側まで戦闘に行くことになる。自民党はいつからこんなに惻隠の情のない党になってしまったのか。私の父（村上信二郎元衆議院議員、故人）は、警察予備隊を立ち上げた。死ぬまで防衛予算は少ないほどいい。自衛隊の身の安全は万全を期すべきだと言っていた。父が言ったことが自分の政治命題だ。民主主義を守るため、次の世代のため、お力をいただきたい。」と述べています。安倍首相は、戦争を知らない世代です。

あの長い戦争でどれだけの家庭が壊され、多くの人が死に不幸が日本にも戦争の相手方の国にも満ち満ちたかということも知りません。

だからこそ、このような恐ろしい法案を作れるのです。

あの戦争で戦死した多くの同胞の霊に向かって、また日本の兵隊に殺された無数の外国の人々の霊に向かって何とお詫びすべきなのでしょう。

毎年5月に我が多度津町で戦没者追悼式典を行なっているのは何の為でしょうか。

我が国が敗戦という未曾有の苦境に追い込まれた時、私は昭和19年生まれ、70歳を過ぎており、戦後70年と言われている節目のとき、終戦1年前に生まれたわけですが、終戦直後、私の父の兄妹5世帯親子が、それぞれ命からがら満州や中国、大阪、東京などから戦災、疎開、引き揚げなどで生まれた里である私の家に身を寄せたわけでございます。

当時、私の家族も入れて、同じ屋根の下で貧乏ながら28名同居し、1日7升ものご飯を炊いて生活の見通しがつくまで、耐え忍んで生きてまいりました。

そして私の父は、当時海軍に召集され、厳しい訓練を受け、重巡洋艦に命令で乗艦しておりましたが、シンガポール沖での戦闘の最中、敵潜水艦の魚雷攻撃を受け命中し、3日3晩燃え続け被弾を受けた場所の兵は多くが戦死しました。幸いにもかろうじて沈没は免れ、父は九死に一生を得て、港に曳航され終戦を迎えたわけであります。

その時、沈没していれば、又被弾した場所に居合わせておれば、私は戦死者孤児として生きていかなければならなくなり、今の私はなかったわけであります。

この様な悲惨な戦争を二度と起こしてはならない不戦の誓いと願いで憲法9条2項は「軍隊は持たない、交戦権は認めない」と明記をいたしております。

ですから、今の自衛隊は「警察予備隊」としてしかスタートできなかつたわけであり、その後「保安隊」と改名し、「自衛隊」となり、海外に出ることは想定せず「専守防衛」しかできなかつたわけでございます。

今回の「後方支援」はごまかしであり、「武力行使と一体でない後方支援は世

界で通用しない」そういうこともはっきりしました。

今回の法案は、海外で武力行使する集団的自衛権を認める。

世界のどこでもアメリカ軍などに「後方支援する」ということですから、憲法違反は明白です。

砂川事件最高裁判決を持ち出して「個別的自衛権か集団的自衛権か区別していない」などと言っておりますが、当時は集団的自衛権なんて誰も考えていない。

「書いてないから集団的自衛権が含まれる」などというのは、判例の読み方として相当おかしいわけであります。

その上、「安全保障政策に責任を持つべきは私たち政治家」だなんていうのは大きな間違いで独裁宣言に等しいと言わざるを得ません。

いずれにしても自民党の反論は成り立たないし、戦争しないはずの国が戦争する国になり、日本の国の存続と人の命に関わる大問題で異常な事態となっております。

このことは本当の意味で危機感を持って国民が立ち上がれるかどうかが大きなカギを握っており、保守、革新を問わず、この分野で共闘し、多くの保守層が目覚め、成立阻止へ向かっていくべきであります。

今健全な批判勢力がいなければ、議会は死んでしまうということであり、国会も地方議会も物事の本質をよく議論をし、本音を話し合い、今日本の曲がり角の戦後最悪のこの戦争法案に対し、この暴走を止める為にも廃案にすべきであります。

従って日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願」には賛成をし、採択することを求めます。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

塩野議員。

議員（塩野 拓二）

2番、塩野です。

私は「日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願」についてであります。これらのことについては国防問題も含んでおり、現在国会において慎重に議論されておるところでありますので、今の段階では意見書の提出はすべきではないと考え、意見書の提出の請願には反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は「日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願」に賛成の立場で討論をいたします。

戦後70年の節目の年にきわめて乱暴な法案の提出がされました。

戦後70年の間、日本はこれまで憲法第9条が歯止めとなり、平和が保たれ、戦争への道を阻んできました。

二度と戦争の過ちを繰り返してはなりません。

今も未来も平和であり続けたいと願う気持ちは世界の人々の共通のものだと思っています。

私たちの子どもたち、孫たちのためにも、戦争はしないさせない、許さない、日本を継続していかなければなりません。

国際的な紛争は粘り強く話し合いで解決するという、人類普遍の理想を安倍政権は何の痛みも感ずることなく捨て去ろうとしていると言わざるを得ません。衆議院の憲法審査会の中での参考人の方々からは、四国新聞によりますと、次のような発言の内容であった記載をされております。

早稲田大学の教授の方からは、「集団的自衛権の行使が許されるとした点は憲法違反である。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない。」、又慶応義塾大学名誉教授の方からは、「違憲だ。憲法第9条は、海外で軍事活動する法的資格を与えていない。露骨な「戦争参加法案」だ。」、もう一方の早稲田大学教授の方からは、「歴代政権と内閣法制局が作ってきた従来の法制の枠組みと比べて、今回は踏み越えており違憲だ。」と、3参考人とも違憲としたものであります。

私は、時々思い起こすことがあります。

皆さん方もご記憶にあらうかと思いますが、消費税3%が国会議決をされようとしたときの様子を覚えていると思います。

採決の投票行動で、最後の最後までぎりぎりまで反対をする姿勢、気持ちの表れを示したものだと感じておりました。

この法案成立のとき、やがて消費税率は徐々に引き上げられるだろうと言われていました。

道筋ができれば現在3%から5%、そして8%、更には10%への道も想定をされておるところであります。

今回の法案、集団的自衛権行使を可能とする安全保障関連法案は、現在国会で審議中であります。

だからこそ私たちの意見を、法案に対する意見として国会に届ける絶好の機会

と捉えております。

法案が成立してしまってから、道筋ができてしまっただけからもう止めることはできません。

やがて地球の裏側まで行き、自衛隊は戦争、活動することに繋がっていくものであります。

以上のことから私は「日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願」に賛成をするものです。

以上です。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対する反対者の発言を許したいと思います。

隅岡議員。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子でございます。

日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願書に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

今日本をはじめ世界を取り巻く安全保障の状況は目まぐるしく緊張状態にあります。

核兵器や弾道ミサイルなどの大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが各地に拡散しています。

日本の近隣においても日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し核兵器も開発しているという報道もあります。

日本人も犠牲になっている国際テロ、そしてサイバーテロの脅威も深刻です。いまや脅威は容易に国境を越えてやってきます。

こうした中で国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても対応できる隙間のない安全保障を構築する必要があります。

今回の法整備の目的の一つは、自国防衛のための日米防衛協力体制の信頼性、実効性を強化することにあります。

平時から有事に至るまで隙間のない法整備をすることによって、日頃から日米間の連携や協力が緊密にできるようになります。

こうした日頃からの十分な備えが結果として抑止力を高め、紛争を未然に防ぐことができます。

一方で国際社会の平和と安全に貢献することも重要です。

なぜなら国際社会の平和と安全があつてこそ、日本の平和と繁栄を維持できるからです。

これまで日本は国際平和協力の場面では20年余りにわたって自衛隊がその役割を担ってきました。

この経験と実績を踏まえ、国際協力のための法制を改めて整備する狙いがあります。

ただ、日本の平和と安全を守ると言っても大切なのは紛争を未然に防ぐための平和外交努力です。

この努力を尽くす中で安全保障整備による抑止力の強化も紛争の未然防止に繋がります。

自衛隊の活動範囲とその行動が広がることを懸念している内容も記載をされておりました。

ここも国会の中で議論されている部分であると思いますが、その懸念があるからこそ新3要件を明示し、自衛隊海外派遣の3原則、またPKO参加5原則を取り決め、武力行使の拡大解釈にならないように、また自衛隊の安全の確保をどうするか、2重3重の縛りを設けております。

自衛隊の武力行使については、自国防衛の自衛の措置に限って許され、もっぱら他国防衛を目的とした、集団的自衛権の行使はできないとする政府の憲法9条解釈の根幹は維持をしております。

従って、安全保障法制は憲法9条の枠を超えるものではありません。

日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願書について不採択にし反対の立場で討論をいたしました。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

私は、日本を「海外で戦争する国」にする「戦争法案」に反対する意見書の提出を求める請願について賛成の立場で討論致します。

戦後70年、日本は戦争はしないで来ました。

戦争は人と人が殺し合うことであり、今日まで平和国家として歩み、他国の信頼をも得てきました。

日米安保条約、米軍基地のおかげで日本の平和はあるという声がありますが、本当にそうでしょうか。

ベトナム戦争、イラクアフガン戦争など憲法9条がなかったら、とっくに日本は日米安保の下、米軍と一体となって、戦争に参加し多数の死者、負傷者、自殺者、心に傷を持ち今も多くの方が苦しんでいる。

そういうことを生んできたと思います。

憲法9条こそが平和の砦だったのです。

私たちは憲法に謳っている基本原理、基本的人権、主権在民、平和を絶対に変えてはなりません。

集団的自衛権の行使容認を具体化する為の法案が、戦争法案と言えます。

日本国憲法は過去悲惨な戦争を反省し、その中から今の平和があります。

このことにつきましては国民の皆様80%の方々が、この戦争法案には反対であります。

しかし安倍内閣は強行採決をしようとしております。

また殆どの憲法学者の方々は、集団的自衛権は憲法違反と言いきっております。

子や孫そして若い人たちを戦争に生かすために子どもを育ててはいません。

戦争のできる国へ、自衛隊が軍隊となり戦争に行くための法案であります。

地方自治体、議会こそが身近な国民の声を、住民の声を国に届ける使命があります。

責任だと思えます。

黙っている人、そしてこの意見書に対して反対する人、本当に戦争に行かず覚悟があるのでしょうか。

以上のことで私は、この「戦争法案」に反対する意見書につきまして提出を求める請願については賛成であります。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

無いようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立を求めます。

（ 起立多数 ）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願は不採択する事に、決定いたしました。